



平成 26 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 大研医器株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 圭一  
(コード番号：7775 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理部長 水口 隆則  
(TEL. 06-6231-9917)

**自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による  
自己株式の買付けに関するお知らせ**

**(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得  
及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)**

当社は、平成 26 年 10 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社における資本政策の柔軟性・機動性を確保するとともに、株主還元強化を図るためです。

(注) 当社は、主要株主であり当社代表取締役である山田満から、その保有する当社普通株式 (2,916,940 株) のうち、一部 (200,000 株) をもって本自己株式買付に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。詳細につきましては「5. 自己株式取得の背景および当社主要株主の議決権比率の変更」をご覧ください。

2. 取得の方法

本日 (平成 26 年 10 月 31 日) の終値 (最終特別気配値を含む) 2,111 円で、平成 26 年 11 月 4 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

### 3. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 300,000 株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.97%)

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

(3) 株式の取得価額の総額 900,000,000 円 (上限)

(4) 取得結果の公表 平成 26 年 11 月 4 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表します。

(ご参考) 平成 26 年 9 月 30 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 15,195,392 株

自己株式数 724,608 株

### 4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得については、当社の支配株主である山田満からの取得が予定されているため、本自己株式取得は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社が開示しているコーポレートガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。

同指針では「監査役会においては、少数株主保護の観点から、少数株主を害する可能性のある取引についての監査を行っております。」としております。そのため当社は、平成 26 年 10 月 31 日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役 5 名 (うち社外取締役 1 名) 及び監査役 3 名 (うち社外監査役 2 名) が決議に参加の上、本自己株式取得が、当社における資本政策の柔軟性・機動性を確保するとともに、株主還元強化を図ることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、また監査役会からの意見も踏まえた上で、決議に参加した取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

なお、当社代表取締役である山田満は当社の支配株主であることから、利益相反を回避するため、本自己株式取得に関する決議には参加しておりません。

さらに、独立役員である社外監査役大工舎宏から、本自己株式取得は、その目的および取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成 26 年 10 月 30 日までに取得しております。

また、公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）での本自己株式取得を行う予定です。

したがって、本自己株式取得の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

## 5. 自己株式取得の背景および当社主要株主の議決権比率の変更

### （1）当社が自己株式として取得する背景

当社は、当社の主要株主である当社代表取締役山田満より、その保有する当社株式の一部である 200,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.32%）を売却したいとの意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社といたしましては、一定規模の当社株式が短期間で市場に流出することによる市場価格への影響、また当社における安定的な経営の確保等を考慮し、第三者による買い受けの可能性や当社が自己株式として買い受けることについての具体的な検討を行いました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社における資本政策の柔軟性・機動性を確保するとともに、株主還元の強化に資するものと判断いたしました。

また当社が平成 26 年 10 月 31 日に発表した平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在における当社の貸借対照表における流動資産（現金及び預金）は約 20 億円であり、本自己株式買付の買付資金として 9 億円（上限）を充当した後も手許流動性を確保できるため、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財政状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が株主の皆様への当社の還元方針に合致するものであると判断いたしました。自己株式の具体的な取得方法といたしましては、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による自己株式の買付とし、透明性および公平性を確保した上で、当社が自己株式として買い取るという形で対応することといたしました。山田満以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から 300,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.97%）を買付予定数の上限としております。

当社は、平成 26 年 10 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定および当社定款の規定に基づき、本自己株式買付を実施することを決議いたしました。当社代表取締役会長である山田満は、利益相反を回避し取引の公平性を期する観点から、本自己株式買付に係る取締役会の審議および決議には参加しておりません。

取得した自己株式の活用方法は、当社がこれまでに発行を決議した各新株予約権等のために充当するとともに、M&A やアライアンスへの活用、また適宜必要と判断される場合における消却の可能性を想定しております。

(2) 議決権比率の変化

当社代表取締役山田満は、平成 26 年 9 月 30 日時点で 2,916,940 株を保有しており、議決権比率は 19.20%でしたが、そのうち 200,000 株が本自己株式買付を通じて売却された場合、議決権比率は 17.88%となることが想定されます。

6. 今後の見通し

本件による業績に与える影響は軽微と見込まれます。

以上